

第7回板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	参考資料2
令和5年7月11日	

## 介護給付適正化の取組の現状と課題、方向性について

「介護給付適正化」は、介護給付を必要とする方を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。板橋区では、第8期介護保険事業計画において、「介護給付適正化」の具体的な取組みとして、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の実施」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」、「給付実績の活用」の計6事業を実施しています。

### (1) 第8期計画における取組の自己評価

事業名	自己評価（令和4年度）	担当部署
要介護認定の適正化	○	介護保険課 認定係
ケアプラン点検	◎	介護保険課 指導係
住宅改修等の点検	○	介護保険課 給付係
縦覧点検・医療情報との突合	◎	介護保険課 指導係
介護給付費通知	◎	介護保険課 給付係
給付実績の活用	△	介護保険課 指導係

【評価指標】「◎」数値・取組内容等の達成度 80%以上 「○」数値・取組内容等の達成度 60%以上  
「△」数値・取組内容等の達成度 40%以上 「×」数値・取組内容等の達成度 39%以下

※各事業の取組等の詳細は、参考資料4を参照

### (2) 今後の方向性について

「介護給付適正化」の取組については、現在、国（厚生労働省）において、社会保障審議会介護保険部会等で、次期制度改正にむけた見直しの議論が進められており、現行の給付適正化の主要5事業の再編（5事業⇒3事業）や、「ケアプラン点検」や「縦覧点検・医療情報との突合」の実施内容の充実、「介護給付費通知」を任意事業とすることなどが議論されているところです。（参考資料3を参照）

板橋区においても、国（厚生労働省）の議論の動向を注視しながら、持続可能な介護保険制度の構築に資する取組となるよう実施内容の検討を進めてまいります。